

○和歌山市立有吉佐和子記念館条例

令和３年９月２８日

条例第３４号

（設置）

第１条 本市は、郷土が生んだ有吉佐和子の業績を顕彰するとともに、市民が文化芸術に親しむ機会を提供することにより、文化の振興に資するため、和歌山市立有吉佐和子記念館（以下「記念館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条 記念館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
和歌山市立有吉佐和子記念館	和歌山市伝法橋南ノ丁９番地

（事業）

第３条 記念館は、次に掲げる事業を行う。

- （１）有吉佐和子の顕彰に関する事業
- （２）文学をはじめとする文化芸術に関する催しの企画及び実施に関する事業
- （３）その他市長が必要と認める事業

（休館日）

第４条 記念館の休館日は、入館者の便宜等を勘案して、指定管理者（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が市長の承認を得て定める。

（開館時間）

第５条 記念館の開館時間は、９時から１７時までとする。ただし、指定管理者が特に必要があるときと認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

（入館等の制限）

第６条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

- （１）他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者
- （２）他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある物又は動物を携帯する者
- （３）建物又は附属設備若しくは備品（以下「建物等」という。）を損傷し、又は滅失するおそれがある者
- （４）次条の規定に違反した者

（行為の禁止）

第７条 記念館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 火災、爆発その他危険を生ずるおそれがある行為をすること。
- (2) 騒音又は大声を発し、暴力を用い、その他他人の迷惑になる行為をすること。
- (3) 建物等を損傷し、若しくは滅失し、又はこれらのおそれがある行為をすること。
- (4) 許可を受けないで広告類を掲示し、又はまき散らすこと。
- (5) 許可された場所以外の場所へ立ち入ること。
- (6) 所定の場所以外の場所で飲食をすること。
- (7) 喫煙をすること。
- (8) 許可を受けないで寄附を募り、又は物品を販売し、若しくは提供すること。
- (9) 許可を受けないで展示資料の撮影、録画その他これらに類する行為をすること。
- (10) 許可を受けないで展示資料に触れること。
- (11) その他管理上支障がある行為をすること。

(損害の賠償)

第8条 何人も、建物等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第9条 記念館の管理は、指定管理者に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第10条 指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。ただし、市長に専属する権利及びこの条例において市長に留保されている権利を行うことはできない。

- (1) 記念館の施設の利用及びその制限その他管理運営に関する業務
- (2) 記念館の維持管理に関する業務
- (3) 記念館の運営上市長が必要と認める業務

(規則への委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (令和4. 6. 5施行、規則36)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成24年条例第4号）の規定の例により行うことができる。
- 3 指定管理者は、記念館の供用に関し必要な手続その他の行為をこの条例の施行前においても行うことができる。